

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和7年5月16日（令和7年（行個）諮問第125号）

答申日：令和7年11月5日（令和7年度（行個）答申第126号）

事件名：本人に係る個別面接評定票の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

2024年度国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）第2次選考（採用面接等）における個別面接評定票に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨及び理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月31日付け国関整総第103号により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- （1）国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）は、2024年度で終了し、今後、実施の予定はないので、着眼点、評定、判定理由・意見、その他主な質疑に関する情報を開示することは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とはいえない。よって、試験官氏名以外の着眼点、評定、判定理由・意見、その他主な質疑に関する情報の開示を求める。
- （2）不開示となった評定、判定理由・意見、その他主な質疑に関する情報は、個人的な内容であり、他の受験者に影響を及ぼすことはないので、当該情報を開示したとしても「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とはいえない。よって、評定、判定理由・意見、その他主な質疑に関する情報の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- （1）本件開示請求は、法に基づき処分庁に対し、審査請求人の「2024年度国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）第2次選考（採

用面接等)における個別面接評定票」について、開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象保有個人情報を持定し、原処分を行つた。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、原処分のうち、「着眼点」、「評定」、「判定理由・意見」、「その他主な質疑」に係る不開示の決定について開示を求める審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方

本件審査請求については、法78条1項7号へに該当するとして一部不開示とした部分不開示の原処分の取消しを求めているものであり、本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 個別面接評定票について

2024年度国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)第2次選考(採用面接等)は、受験者1名に対して試験官2名による個別面接形式で実施しているところ、各試験官は、個別面接評定票における評定項目ごとに、当該項目に係る着眼点を踏まえ、「a すぐれている」から「e 劣っている」までの5段階評価で評定を行い、必要に応じて「理由、意見」欄や「その他主な質疑」欄に面接の際に気付いた点や感じた点を記載の上、対象官職への適格性を判定し、総合判定を記載している。採用面接結果については、試験官2名の合議により決定し、受験者に連絡している。

このような採用面接の仕組みが有効に機能し、採用面接における評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、採用面接担当者が自由にメモを取り、採用面接で気付いた点や感じた点に基づいて、自由かつ率直に評定、判断を行うことが許される状況がなければならない。

イ 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、「評定」欄、判定に関する「理由・意見」欄、「その他主な質疑」欄は、採用面接時に試験官が採用面接結果やその判断の理由等を記載する箇所であるところ、採用面接の結果は面接受験者に連絡されることから、採用面接の結果が明らかにされた状況で、採用面接結果の判断の理由などが開示されることとなれば、今後、同内容の試験の実施が予定されているか否かを問わず、試験官に、評定や採用面接結果の判断の理由などに対する質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、試験官が評定項目等に基づき記載すべき事項の記載を控えたり、採用面接時の応答で観察し

たことや評価した内容を一般的な表現に差し替えたりするなど、採用面接に係る記載内容が空洞化、形骸化することも想定され、試験官の観察や率直な意見が評定及び採用面接結果の判断に反映されにくくなり、適正な評定及び採用面接結果の判断に支障が生じることが十分に想定されることから、採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

加えて、「着眼点」欄は、面接において評定を行う具体的な事項が記載されているところ、判定に関する「理由・意見」欄、「その他主な質疑」欄とともに、これら採用面接等における面接項目や着眼点は面接受験者にとって非常に関心の高いものであり、開示されることとなれば、職員採用の際の評価方法の一端が明らかとなることにより、今後、同内容の試験の実施が予定されているか否かを問わず、その情報を入手した受験者において、殊更に自己が高い評価を得るための対策を講じるなどし、公正な採用試験の確保が困難になり、ひいては、本来職員として適性を欠く人材についても採用しかねず、採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上より、本件不開示部分を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法７８条１項７号へに該当し、不開示が相当である。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報については、原処分を維持することが妥当であると考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和７年５月１６日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年６月１２日 | 審議 |
| ④ | 同年１０月２日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月２９日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法７８条１項７号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「着眼点」、「評定」、「判定理由・意見」及び「その他主な質疑」の部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、

本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分には、個別面接における①評定項目ごとの着眼点並びに②評定項目ごとの評定及び総合判定に係る理由・意見等が記載されていると認められる。

また、諮問庁は本件不開示部分の不開示理由を上記第3の3（1）イのとおり説明する。

以下、上記①及び②の不開示情報該当性について検討する。

（1）評定項目ごとの着眼点

当該不開示部分は、面接において評定を行う具体的な事項に関する情報であり、これが公にされた場合、職員採用の際の評価方法の一端が明らかとなることにより、今後、同内容の試験の実施が予定されているか否かを問わず、その情報を入手した受験者において、殊更に自己が高い評価を得るための対策を講じるなどし、公正な採用試験の確保が困難になり、ひいては、本来職員として適性を欠く人材についても採用しかねず、採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）評定項目ごとの評定及び総合判定に係る理由・意見等

当該不開示部分は、採用面接時に試験官が面接結果やその判断をした理由等に係る情報であり、これが公にされた場合、評定や面接結果の判断の理由などに対する質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、試験官が評定項目等に基づき記載すべき事項の記載を控えたり、採用面接時の応答で観察したことや評価した内容を一般的な表現に差し替えたりするなど、採用面接に係る記載内容が空洞化、形骸化することも想定され、試験官の観察や率直な意見が評定及び面接結果の判断に反映されにくくなり、適正な評定及び採用面接結果の判断に支障が生じることが十分に想定されることから、採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号へに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲